

河合町議会会議録

令和6年 9月6日 開会

河合町議会

令和6年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （9月6日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長の挨拶	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○付議事件の一括提案理由の説明	8
○議案第52号から議案第65号、請願第2号の委員会付託	15
○認定第1号から認定第8号の委員会付託	16
○散会の宣告	17
○署名議員	19

河合町告示第 3 2 号

令和 6 年第 3 回（9 月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 6 年 9 月 6 日

2 場 所 河合町議会議場

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月6日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第52号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第53号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第54号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第55号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第56号 令和6年度下水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第57号 河合町総合計画策定審議会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第58号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第11 議案第60号 河合町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 奈良県広域水道企業団の設立について
- 日程第13 議案第62号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第63号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程第15 議案第64号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 日程第16 議案第65号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 同意第 2号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第21 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 請願第 2号 議会モニター制度の制定を求める請願
- 日程第23 認定第 1号 令和5年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第24 認定第 2号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

て（別冊）

日程第 25 認定第 3 号 令和 5 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定について（別冊）

日程第 26 認定第 4 号 令和 5 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（別冊）

日程第 27 認定第 5 号 令和 5 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決
算認定について（別冊）

日程第 28 認定第 6 号 令和 5 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（別冊）

日程第 29 認定第 7 号 令和 5 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定
について（別冊）

日程第 30 認定第 8 号 令和 5 年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	生活環境部長	佐 藤 桂 三

まちづくり 推進部長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
総務部次長	小 野 雄一郎	総務課長	西 村 直 貴
財政課長	松 本 武 彦		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第32号をもって令和6年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） おはようございます。

令和6年第3回定例会の開催に当たりまして、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、先週日本に上陸した台風10号についてお伝えをさせていただきます。

今回の台風では、進路となった九州や四国、近畿等のほか、台風から離れた地域でも記録的な大雨が観測をされました。本町におきましては、8月30日に災害対策本部を設置し、同日17時には豆山の郷を自主避難所として開設するとともに、目まぐるしく変わる台風情報等を注視しながら警戒体制を取っておりました。本町では、幸いにも台風が近づくにつれ勢力も弱まり、大きな災害はありませんでしたが、今後しばらくの間、台風が多く発生する時期でもあるため、引き続き気象情報等を注視してまいります。

そして、8月8日に発生した宮崎県沖を震源とする地震でございます。当該地震は、南海

トラフ地震の想定震源域で発生したことから、気象庁では平成29年の運用開始以来、初めて南海トラフ地震臨時情報を発表されました。通常の生活を維持しながらも、地震が起きたらすぐに避難できる準備をするよう呼びかけをされました。

これを受けて、本町におきましても、住民の皆様にご注意喚起を行うとともに警戒体制を取ってまいりました。幸いにも注意の呼びかけのあった1週間のうちに巨大地震の発生はなく、8月15日をもって南海トラフ地震臨時情報に伴う政府としての特別な注意の呼びかけが終了したことから、町の警戒体制も解除いたしました。

ただ、特別な注意の呼びかけが終了したからといって、巨大地震が発生する可能性はなくなったわけではございません。議員各位、また住民の皆様におかれましては、冷静に通常の生活を送っていただく一方で、地震に対する日常的な備えを引き続きお願いをいたしたいと思っております。

さて、今定例会では、議案第52号から第65号までの14議案、諮問第2号から第4号までの3諮問、認定第1号から第8号までの8認定、同意第2号及び第3号の2同意の合計27案件を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、2番、常盤繁範議員、3番、梅野美智代議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

8月29日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より会期等について報告願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 去る8月29日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月6日より9月26日までの21日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日6日、本会議。

一般質問は10日火曜日、11日水曜日の9時30分から。

総務文教常任委員会は12日木曜日午前10時から。

厚生建設常任委員会は12日木曜日午後1時30分から。

常任委員会予備日は13日金曜日午前10時からです。

決算審査特別委員会は18日水曜日、19日木曜日、予備日が20日金曜日で、全て10時から行います。

本会議最終日は26日木曜日10時からです。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等について、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日6日より26日までの21日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案第52号より第65号までの14議案、諮問第2号から第4号の3諮問、同意第2号、第3号の2同意、認定第1号から認定第8号の8認定について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、今定例会に上程いたされました議案第52号から第65号までの14議案、諮問第2号から第4号までの3諮問、認定第1号から第8号までの8認定、同意第2号から第3号までの2同意の合計27案件について、順次ご説明申し上げます。

議案第52号 令和6年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,418万9,000円を追加し、予算総額を94億9,284万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は、3ページをお願いします。

2事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を19億1,379万8,000円とするものでございます。

それでは、内容について、歳出からご説明いたします。

14、15ページをお願いします。

今回の補正のうち職員手当等の児童手当については、制度拡充に伴う増額となっております。

それ以外のものについて説明いたします。

中段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード保険証の本格稼働に伴う申請補助事業の委託費として495万3,000円増額するものでございます。

なお、この事業については国庫補助金が100%充当されます。

次に、16、17ページをお願いします。

上段の款3民生費、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費では、保育対策総合支援事業費で、保育士の処遇改善のための補償事業費として240万円増額。同じく目3児童措置費では、児童手当制度拡充に伴い、合計3,018万円増額するものでございます。

18、19ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費では、西穴闇火葬場煙突解体工事費として2,194万5,000円増額。

款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費では、都市計画マスタープラン改定等業務委託費として1,100万円増額。

同じく目3公共下水道費では、児童手当制度拡充に伴う人件費相当額として15万円増額するものでございます。

20、21ページをお願いします。

款11公債費、項 1 公債費、目 1 元金では、繰上償還を実施するとして 1 億5,176万1,000円増額。

款12諸支出金、項 2 特別会計繰出金、目 1 住宅新築資金等特別会計繰出金では、令和 5 年度における当該特別会計の決算に伴い、繰出金を 6 万円減額するものでございます。

次に、歳入について説明します。

8、9 ページをお願いします。

款11地方交付税では、普通交付税の額確定に伴い、5,393万9,000円増額。

款15国庫支出金のうち、国庫負担金では、児童手当制度拡充に伴い、合計2,367万5,000円増額。

款15国庫支出金のうち、国庫補助金では、各事業実施の財源として合計1,278万4,000円増額。

款16県支出金のうち、県負担金では、児童手当制度拡充に伴い、合計325万2,000円増額。

10、11ページをお願いします。

款16県支出金のうち、県補助金では、各事業実施の財源として合計470万円増額。

款19繰入金のうち、基金繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として財政調整基金繰入金を 1 億830万9,000円増額。

款19繰入金のうち、特別会計繰入金では、令和 5 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算に伴い、19万9,000円を繰り入れるものでございます。

12、13ページをお願いします。

款20繰越金では、準繰越金として163万3,000円増額。

款22町債では、西穴闇火葬場煙突解体工事の財源に伴う増加及び臨時財政対策債の額の確定に伴う減少により、合計1,569万8,000円増額するものでございます。

次に、議案第53号 令和 6 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ19万9,000円を追加し、予算総額を185万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和 5 年度決算に伴い、19万9,000円を一般会計に繰り出すもので、8、9 ページの歳出では、繰出金19万9,000円増額。そして、6、7 ページの歳入では、一般会計繰入金を 6 万円減額及び前年度繰越金を25万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第54号 令和 6 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2,632万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を21億5,021万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和5年度決算に係る国費及び県費の精算に伴うもので、8、9ページの歳出では、償還金2,632万3,000円。そして、6、7ページの歳入では、介護予防給付費交付金212万9,000円、介護予防給付費負担金311万2,000円及び介護給付費準備基金繰入金2,108万2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、議案第55号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ80万2,000円を追加し、予算総額を5億3,680万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和5年度分に係る被保険者からの保険料未払い分80万2,000円を広域連合に納付するもので、8、9ページの歳出では負担金を、6、7ページの歳入では前年度繰越金をそれぞれ計上しております。

議案第56号 令和6年度下水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、議案第52号 令和6年度河合町一般会計補正予算等と同様に、児童手当制度拡充に伴い、人件費を15万円増額するものでございます。

次に、議案第57号 河合町総合計画策定審議会条例の一部改正についてでございます。

総合計画策定審議会に諮問する総合計画について、河合町まちづくり自治基本条例第26条第1項の規定に基づき策定するものであることを規定するために、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和6年10月1日から施行するものです。

議案第58号 河合町税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年5月8日に交付された私立学校法の一部を改正する法律により、同法の一部が改正することに伴い、同法の規定を引用している箇所について所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第59号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和6年7月31日に交付された児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により、児童扶養手当法施行令の一部が改正されることに伴い、同施行令の規定を引用している箇所について所要の改

正を行うものでございます。

なお、この条例は令和6年11月1日から施行するものです。

次に、議案第60号 河合町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年6月9日に交付された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証等を交付しなくなることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の規定を削るための改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和6年12月2日から施行するものです。

議案第61号 奈良県広域水道企業団の設立についてでございます。

このことにつきましては、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理することを定めた奈良県広域水道企業団の規約を定め、企業団を設立するための協議を関係団体と行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合の処理する事務に関する規定について規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき協議するに当たり、同法第291条の11の規定に基づき議決を求めるものでございます。

なお、変更後の規約は令和6年12月2日から施行するものです。

次に、議案第63号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良広域水質検査センター組合が解散した際の事務の承継に関する規定を設けるために、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議するに当たり、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

なお、変更後の規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行するものです。

次に、議案第64号 奈良広域水質検査センター組合の解散についてでございます。

奈良広域水質検査センター組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号では、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分についてで

ございます。

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の、諮問第2号から第4号は、人権擁護委員の委員任期満了に伴い、次の者を当該委員として法務大臣に推薦するために、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号では、山下聡一郎氏の再任について、諮問第3号では、前川正子氏の新任について、諮問第4号では、森田信良氏の再任について、議会の意見を求めるものでございます。

なお、おのおのの経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

認定第1号から第7号の令和5年度河合町各会計の歳入歳出決算につきましては、配付しております令和5年度主要な施策の成果を基に説明させていただきます。

3ページ、下段の表をお願いします。

まず、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計決算収支、またその他特別会計や水道事業会計を合わせた連結ベースの収支のいずれも黒字決算であるため、この2つの比率についてはなしとなっております。

次の実質公債費比率は14.8%で、前年度に比べて2.0%増加、将来負担比率では140.8%で、前年度に比べて21.0%減少しております。そして、資金不足比率では、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計について資金不足額は生じていないことから、比率はなしとなっております。

次に、13ページをお願いします。

認定第1号 令和5年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

下段の表のとおり、歳入総額84億7,974万7,697円、歳出総額84億6,564万1,135円で、歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は、1,163万3,562円の黒字決算となっております。

次に、97ページをお願いします。

認定第2号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額19億3,028万880円、歳出総額同じく19億3,028万880円で、差引実質収支はゼロとなっております。

次に、101ページをお願いします。

認定第3号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額255万5,346円、歳出総額229万6,000円で、差引実質収支は25万9,346円の黒字決算となっております。

次に、103ページをお願いします。

令和5年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額6億7,216万2,661円、歳出総額6億4,556万2,661円で、歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を除いた実質収支はゼロとなっております。

次に、107ページをお願いします。

認定第5号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額210万円、歳出総額はゼロで、差引実質収支は210万円の黒字決算となっております。

次に、109ページをお願いします。

認定第6号 令和5年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

保険事業勘定では、歳入総額20億5,490万5,071円、歳出総額20億5,490万5,071円で、差引実質収支はゼロとなっております。

次に、113ページをお願いします。

認定第7号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額4億9,036万2,733円、歳出総額4億8,956万933円で、差引実質収支は80万1,800円の黒字決算となっております。

次の認定第8号 令和5年度河合町水道事業会計決算認定につきましては、別冊で配付しております令和5年度河合町水道事業会計決算書の表紙から5枚目、1、2ページと振ってある箇所をお願いいたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額6億3,726万1,128円、支出総額5億401万5,367円、差引きはプラス1億3,324万5,761円となっております。

3、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額12億8,370万円、支出総額13億2,719万794

円、差引きはマイナス4,349万794円となっております。

議案書にお戻りください。

同意第2号 教育委員会教育長の任命についてでございます。

教育長の任期満了に伴い、引き続き上村欣也氏を教育長に任命するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、同意第3号 教育委員会委員の任命についてでございます。

委員任期の満了に伴い、引き続き福本優子氏を教育委員会委員に任命するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、上程いたしました27案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第52号から議案第65号、請願第2号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第52号、日程第4、議案第53号、日程第5、議案第54号、日程第6、議案第55号、日程第7、議案第56号、日程第8、議案第57号、日程第9、議案第58号、日程第10、議案第59号、日程第11、議案第60号、日程第12、議案第61号、日程第13、議案第62号、日程第14、議案第63号、日程第15、議案第64号、日程第16、議案第65号、日程第17、諮問第2号、日程第18、諮問第3号、日程第19、諮問第4号、日程第20、同意第2号、日程第21、同意第3号、日程第22、請願第2号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。議案第52号、議案第57号、議案第58号、請願第2号、総務文教常任委員会に付託します。

議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号を厚生建設常任委員会に付託します。

諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号、同意第2号、同意第3号は最終日に審議いたします。

◎認定第1号から認定第8号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第23、認定第1号、日程第24、認定第2号、日程第25、認定第3号、日程第26、認定第4号、日程第27、認定第5号、日程第28、認定第6号、日程第29、認定第7号、日程第30、認定第8号までの審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○議長（疋田俊文） 再開します。

報告します。特別委員会を設置いたします。特別委員会の名称は、決算審査特別委員会といたします。

認定第1号から第8号まで、審議は、議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成される決算審議特別委員会に付託します。

以上、暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長には、大西孝幸議員、同副委員長には、杵本貴司議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 15 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代